

平成 30 年 4 月

保 護 者 各 位

浦安市健康こども部保育幼稚園課

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付金」への加入について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、保育園では児童の事故防止について、万全の注意を払い保育を行なっていますが、不幸にして予期せぬ災害（負傷など）が発生し、病院等で治療を受けなければならないことがあります。

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」は、保育園の管理下における児童の災害に関して必要な災害共済を行なう国の公的共済制度です。

「災害共済給付」で対応した場合、子ども医療費の助成制度は利用できませんのでご了承ください。

つきましては、趣旨をご理解の上、下記のとおりご加入いただけますようお願いいたします。

給付金は手続き終了後、届出された保護者の銀行口座への振込という形になります。これに伴い病院等で治療を受けた場合は、保護者の方に一時立替えをしていただくこととなりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

- | | | |
|------------|--|--------------------------|
| 1. 保護者負担金 | 児 童 | 1 人 2 4 0 円（年間） |
| | 〔 共済掛金については、従来どおり市が一部負担しております。
なお、生活保護法による保護を受けている場合には、負担金はありません。 〕 | |
| 2. 提 出 先 | 事務室 | |
| 3. 提 出 期 限 | 平成 3 0 年 5 月 1 日（火） | |
| | 朝 9 時 まで | 夕 方 4 時 ～ 5 時 3 0 分 まで |
| | 〔 予 備 日 5 月 7 日（月） | |
| | 朝 9 時 まで | 夕 方 4 時 ～ 5 時 3 0 分 まで 〕 |

1. 給付の対象となる災害の範囲
 - ① 保育所の管理下において発生した負傷、病気で医療費総額が 5,000 円以上のもの
 - ② 負傷、疾病が治癒した後に残った障害
 - ③ 保育所管理下の事故や病気による死亡、突然死
2. 保育所の管理下とは
 - ① 児童が保育を受けているとき
 - ② 児童が通常の経路及び方法により保育所に通い、又は保育所から帰宅するとき
3. 給付金
 - ① 医療費
原則として医療費総額（健康保険法により算定した額）の $4/10$ が給付されます。これは社会保険により治療を受けたときの本人負担額（ $3/10$ ）に療養に伴って要する費用として $1/10$ を加算して給付しているものです。（最高療養費に該当するときは、計算方法が異なります。）
 - ② 障害見舞金
障害の程度に応じて 3,770 万円～82 万円（但し、通園中の事故は半額）
 - ③ 死亡見舞金
2,800 万円（通園中の災害及び突然死の場合は 1,400 万円）
4. 給付の対象とならない場合
 - ① 総治療費が 5,000 円未満の場合
 - ② 保険の適用を受けない治療を受けた場合（差額ベッド代や保険外の歯科治療等は対象になりません）
 - ③ 加害者から損害賠償を受けた場合（交通事故など）
 - ④ 生活保護家庭の場合、医療扶助を受けますので、振興センターからの医療費の給付はありません。（障害・死亡見舞金は支給されます）
5. 給付の手続
 - ① 事故発生
 - ② 保育所より通院し病院で治療を受ける。
 - ③ 保育所より振興センターへ給付金の支払い請求
 - ④ 振興センターにおいて審査後給付金送金
6. その他
総治療費が 5,000 円未満の場合、振興センター給付の対象外となります。